

(特活) アフリカ日本協議会

東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F
電話 : 03-3834-6902, Fax : 03-3834-6903
電子メール : office@ajf.gr.jp
ウェブサイト : http://www.ajf.gr.jp



Africa Japan Forum

2nd Fl, Maruko Bldg, 1-20-6 Higashi-Ueno,
Taito-ku Tokyo 110-0015 JAPAN
Phone:+81-3834-6902, Fax: +81-3-3834-6903
E-mail: office@ajf.gr.jp
Website: <http://www.ajf.gr.jp>

日本サハラウィ協会・(特活)アフリカ日本協議会主催 緊急セミナー

北アフリカの変革と西サハラ問題 = TICAD 開催国としてどう向き合うのか =

- ◎ 日時: 4月22日(日)午後2時30分~4時30分
- ◎ 場所: アットビジネスセンター渋谷 502号室 東京都渋谷区宇田川町 36-6 ワールド宇田川ビル 5F
- ◎ 主催・問合せ
 - ・ 日本サハラウィ協会・(特活)アフリカ日本協議会 (担当: 稲場)
 - ・ 電話: 03-3834-6902, FAX: 03-3834-6903 電子メール: ajf.event@gmail.com
- ◎ 資料代: 500円

- ★ アフリカ 17 国が独立した 1960 年から 52 年がたつアフリカ。しかし、いまも <植民地> が残っています。西サハラです。1975 年までスペインの植民地支配下にあった西サハラは、その後、36 年以上もモロッコに占領され続けています。
- ★ 20 年前、国際社会は西サハラ人民の民族自決権を尊重する住民投票実施を約束しましたが、占領国モロッコの国連決議に背を向けた姿勢により、いまだに和平案を達成することができずにいます。
- ★ 自分たちの意志を票に託すことのできる日を待ち続けている西サハラの人々は、モロッコが築いた「砂の壁」により占領下と難民キャンプに分断されながら、人権侵害と天然資源の収奪に勇敢に立ち向かい続けています。そのたたかいは、昨年北アフリカを席卷した、自由を求める民衆のたたかいの一部であるといえるでしょう。
- ★ 北アフリカの西端で屈辱と苦難を強いられているこの国の運命、果たしてそこに日本の外交・経済政策は無関係でしょうか。北アフリカの変革は、西サハラ問題にどのような展望を開いていくのでしょうか。5月初旬にモロッコで開催される TICAD-IV フォローアップ会合を前にして、ともに考えてみませんか。

プログラム

- (1) 主催者あいさつ・企画趣旨説明
- (2) 短編映画「雲の子どもたち」(16分)「サハラウィの女たち」(20分) 紹介・上映
- (3) パネル1「<北アフリカ革命>と西サハラ」
＝高林敏之・日本サハラウィ協会代表
- (4) パネル2「TICAD IV マラケシュ会議と西サハラ問題」
＝稲場雅紀・(特活)アフリカ日本協議会国際保健部門ディレクター
- (5) 質疑応答
16時30分 セミナー終了

パネリスト紹介

- ◎ 高林敏之: 日本サハラウィ協会代表、西サハラ問題研究室主宰。
早稲田大学非常勤講師、専攻分野はアフリカ国際関係史と西サハラ問題。
- ◎ 稲場雅紀: (特活)アフリカ日本協議会 国際保健部門ディレクター。
TICAD III (2003年)以来、アフリカの市民社会と連携して TICAD に関する政策提言を実施。

西サハラ（サハラ・アラブ民主共和国／RASD）概要

民族

アラブ人とベルベル人（部分的にブラックアフリカ系）が歴史的に混合した多様な氏族から構成され、一般に「サハラウイ」と総称される。

言語

母語：アラビア語の一方言であるハッサニーヤ語（モール人と共通）

第一外国語：旧植民地宗主国語であるスペイン語

教育を受けた人々にはフランス語を理解する人も多い



人口

正確な人口を把握することは困難。

1975年～モロッコ占領地域と難民キャンプ・解放区に分断されているため。

◆RASD 統治下の難民キャンプ住民＝約 18 万人

◆解放区の居住者の大半はサハラウイ人民解放軍（RASD/ポリサリオ戦線の軍事部門）の兵士＝約 2 万人

◆モロッコ占領地域に住むサハラウイ＝推定 6 万 5000 人

◆モロッコ政府によってモロッコ人入植者約 20 万人、モロッコ軍兵士約 12 万人が送り込まれ、植民地状況を呈している。

西サハラをとりまく主な歴史年表（詳細は 7 ページ～【西サハラ問題の略史】参照）

19 世紀	スペインの西サハラ植民地化の試み <対> 遊牧民（サハラウイ）の抵抗運動
1884-85	ベルリン会議。現・西サハラがスペイン植民地として、ヨーロッパ列強から「承認」される。
1960	植民地の独立と民族自決を支持する国連決議（「植民地独立付与宣言」など）。
1965	西サハラが国連の「非自治地域（脱植民地化すべき植民地）リスト」に載せられる。
1973	独立運動組織ポリサリオ戦線（Frente popular para la liberación de Saguía el-Hamra y Río de Oro サギア・エル＝ハムラおよびリオ・デ・オロ解放人民戦線）が結成される。（5月10日）スペイン軍に対する武力抵抗開始
1974	住民投票の準備開始。（スペイン：住民投票の権利を有する西サハラ住民の名簿を作成）
1975	スペイン：サハラウイに対し、西サハラ独立に対するスペインの支持と援助を約束。
1975. 10.	国際司法裁判所がモロッコとモーリタニアの西サハラ領有権を否定する勧告意見を発表。
1975. 11.	モロッコ軍とモーリタニア軍：西サハラ侵入。スペイン：モロッコとモーリタニアに西サハラを分割譲渡する協定（マドリッド協定）。
1976. 2.	最後のスペイン軍撤退。サハラ・アラブ民主共和国（RASD）独立宣言。
1979. 8.	ポリサリオ戦線とモーリタニアが和平協定。モーリタニア軍撤退。 モーリタニア占領地域もモロッコが占領。
1984. 11	RASD がアフリカ統一機構（OAU）に正式に加盟。モロッコは脱退（今日に至る）。
1991. 9	国連安保理決議として採択された「解決計画」（住民投票実施による帰属決定）の発効により、ポリサリオ戦線とモロッコが停戦。住民投票は実施されないまま今日に至る。

＜北アフリカ革命＞と西サハラ—日本はいかに関わるべきなのか

高林敏之（西サハラ問題研究室主宰）

◆はじめに

- ・ アフリカは 55 か国：「アフリカ 54 カ国」≠「アフリカ連合（AU）54 カ国」
- ・ サハラ・アラブ民主共和国は AU 加盟国。世界約 60 カ国（主にアフリカ、中南米）と国交。
- ・ <アラブの春><北アフリカの変革>報道が忘れ去る西サハラ→無視される抑圧と抵抗。

◆西サハラ問題とは？

- ・ 古典的な「脱植民地化」問題としての西サハラ問題（国連非植民地化委員会の「非自治地域（non self-governing territory）」リストへの掲載）。 * 「分離主義」紛争にあらず。
- ・ スペイン統治→1975 年 モロッコとモーリタニアが分割占領→1979 年 モロッコの単独占領。
- ・ 大量の難民→約 18 万人に及ぶ。キャンプ生まれの若い世代。
- ・ 1976 年 ポリサリオ戦線による RASD 建国宣言
→1984（1982）年 アフリカ統一機構（OAU：現 AU）加盟（モロッコは脱退）。
- ・ 「砂の壁」と大規模入植（軍を含めて約 30 万人か）。
- ・ 1978～83 年 OAU による住民投票実施の試み→失敗。
- ・ 1991 年～ 国連安保理決議による停戦と住民投票（独立かモロッコ統合か）実施の試み。国連西サハラ住民投票派遣団（MINURSO）展開→モロッコの妨害工作と、歴代事務総長の後退により停滞。
- ・ 無力なままに留め置かれる MINURSO＝全面展開（約 2000 人）に到底及ばない展開規模（200～300 人台。現在 222 人）。事実上停戦監視に限定された現状。縮小される体制。人権状況監視などを授任されず。「解決計画」の予定数（6 万 5000 人）への削減すら行われぬモロッコ軍の圧力。
- ・ 「自治案」に固執するモロッコ。振り出しに戻った国連和平プロセス（「前提条件なしの直接交渉」）。

【西サハラの自決・独立の正当性を根拠づける国際法的見解】

- ・ 1960 年第 15 回国連総会決議 1514 号「植民地諸国・諸人民に対する独立付与に関する宣言」＝植民地とその人民の自決権行使の基本形態として完全独立を位置づける。
- ・ 同国連総会決議 1541 号＝人民による自決権の自由な行使を、①独立、②既存国家との自由連合、③既存国家との統合を、自由な投票によって選択することと定義。
- ・ 1964 年第 1 回アフリカ統一機構（OAU）首脳会議「国境の不変に関する決議」＝独立達成時に存在した国境の尊重を誓約（当時モロッコも加盟国）。
- ・ 1966 年以来、一連の西サハラに関する国連総会決議＝国連監視下の住民投票による西サハラ人民の自決権行使を求める（～現在に至る）。
- ・ 国際人権規約（自由権規約・社会権規約：1966 年第 21 回国連総会採択、1976 年発効）各第 1 条＝すべての人民の自決権と資源主権を定める。
- ・ 1970 年第 25 回国連総会採択「国連憲章に従った諸国間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」＝人民の同権と自決の原則を再確認し、「人民から自決権及び自由並びに独立を奪う、いかなる強制行動をも慎む義務」をすべての国に課す。
- ・ 1975 年 10 月国際司法裁判所勧告意見＝モロッコ（およびモーリタニア）両国と西サハラとの間の主権的紐帯を否定。一部サハラウイ氏族のモロッコ王（スルタン）に対する「忠誠の誓い」を領有権の根拠と認めず。
- ・ 1981 年及び 83 年の OAU 首脳会議西サハラ決議＝西サハラの地位を住民投票により画定することを定め、その枠組みを決議（当時モロッコも加盟国）。
- ・ 2002 年 国連法務担当事務次長ハンス・コレルの国連安保理諮問に対する法的意見書＝モロッコとの契約による西サハラ資源の採取を国際法違反と判断。

【モロッコの領有権主張の論拠】

- ・「大モロッコ主義」に由来する「歴史的領有権」＝西サハラのみならず、モーリタニア全土、アルジェリア南西部、マリ北西部の領有権を主張したが、1969年のモーリタニアに対する領有権主張の放棄により、現在は西サハラのみを領有権を主張。→アフリカの「国境不変」の原則に反するとして大きな批判。
- ・モロッコ歴代王朝のスルタンに対する「忠誠の誓い」(バイア)＝8世紀のイドリース朝に遡るうえ、あくまで「イスラーム信徒の指揮者」としての権威を承認するもの。ビラード・マフザン(中央政府を認める地域)、ビラード・スィーバ(税金に関して不服従の地域)、ビラード・フィトナ(中央政府に対して反逆している地域)を包含する。→国際司法裁判所は領有権の根拠とみなさず。

【マドリッド協定】(1975.11.14)

- ・1975年11月のモロッコによる「緑の行進」と、モロッコ・モーリタニア両国軍の軍事侵襲後、スペインと両国が結んだ協定。両国に対する西サハラの分割譲渡を約す。
- ・人民の自由な投票を経ることなく三国が取り決めた協定は、国連の自決原則に適合したものと認められず。→国連「非自治地域」リストへの記載は現在も継続。OAUも認めず。
- ・モーリタニアは1979年8月にポリサリオ戦線との和平協定(アルジェ協定)を締結。西サハラへの領有権主張を放棄し、自決権と領土保全の尊重、相互不可侵を約する。→すでにマドリッド協定は死文化。

◆「アフリカ地域統合の一員」西サハラ

- ・RASDの国際社会における地位を支えてきたアフリカ＝OAUへの加盟、AUの創設メンバー。
- ・RASD支持は盤石ではなく、言語圏(英語圏・ポルトガル語圏×仏語圏・アラビア語圏)・下位地域間で鮮明な分裂傾向。しかし有力国がRASDを支持(AUの総予算の4分の3を拠出する5カ国のうちナイジェリア、南アフリカ、アルジェリアの3カ国が「モロッコに敵対する三角の軸」*)。
 - *アディル・ムサーウィ(ムハンマド5世大学教授)「アフリカ連合とサハラ紛争」(『協議による西サハラ問題解決への新たな希望 西サハラをめぐる紛争と新たな文脈』パレード、2008年 所収)
- ・国連和平プロセス停滞の一方で、着々と「アフリカ地域統合」に組み込まれるRASD＝その「安全保障」を後押しする法的枠組みの形成＝「アフリカ非核兵器地帯条約」に調印(2006/6)、「アフリカ連合不可侵・共同防衛協定」(2005/1採択、2009/12発効)の批准(2009/4)、「アフリカ待機軍」(ASF)北アフリカ地域待機旅団(NASBRIG)設立プロセスへの参加。
- ・パン・アフリカン議会(全アフリカ議会)による支持の傾向。

言語圏別の承認国数

英語圏 12(13)/18(19) *サハラ以南の旧英植民地+ナミビア、リベリア。()はルワンダを含む数値。
仏語圏 4(3)/18(18) *サハラ以南の旧仏・白植民地。()はルワンダと赤道ギニアを入れ替えた数値。
ポルトガル語圏 4/5
アラビア語圏 3/8 *アラブ連盟加盟国からコモロを除く。
その他 1/3 *エチオピア、エリトリア、赤道ギニア。

下位地域機構別の承認国数

アラブ・マグレブ連合(UMA) 3/5	*モロッコ含む	東部・南部アフリカ共同市場(COMESA) 9/19
サヘル・サハラ諸国共同体(CEN-SAD) 7/28		政府間開発機関(IGAD) 2/7
	*モロッコ含む	東アフリカ共同体(EAC) 4/5
西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS) 5/15		南部アフリカ開発共同体(SADC) 11/15
中部アフリカ諸国経済共同体(CEEAC) 3/10		

◆西サハラにとっての「北アフリカ革命」の意義と可能性

- ・アフリカのなかでも民主化が立ち遅れていた北アフリカ⇒西サハラの解放闘争、被占領地域での市民抵抗運動は、北アフリカ民衆革命の先駆的存在(cf. 女性の先駆的役割＝難民キャンプでの社会運営。RASD議会の女性議員比率約35%は中東・北アフリカで最高、世界第15位相当。アミナトゥ・ハイダルら被占領地域の人権運動における役割)。

- ・ アフリカからアラブへ「民主化の波」をつなぐ北アフリカ民衆革命はサハラウイを励ます。
- ・ 南スーダンの住民投票による分離独立⇒西サハラの住民投票による独立をいっそう正当化（南スーダンとRASDの国交樹立）。
- ・ リビアの混乱によるサヘル・サハラ諸国共同体（CEN-SAD）の機能停止により、モロッコはアフリカ地域統合とのパイプを失う。

◆「北アフリカ革命」を歪める動きと、その悪影響

- ・ 革命状況の「管理」を目論むアラブ君主制諸国の動き＝NATOと協働したりビア軍事介入（カタール、UAE、ヨルダン。アラブ連盟が「飛行禁止空域」設定を安保理に要請）。リビアを目くらましに利用した「湾岸協力評議会」（GCC）合同軍によるバーレーン軍事介入と民主化運動粉碎。アラブ君主制諸国の結集の動き（モロッコとヨルダンのGCC加盟プロセス開始）。
- ・ 西サハラもまた革命状況「管理」の対象＝アラブ連盟はモロッコによる西サハラ軍事占領も、GCCによるバーレーン軍事介入もともに容認。ポリサリオ兵士がカッツァーフィー体制の「傭兵」として働いたとのデマの流布（cf. 「アフリカ人傭兵」説の流布はAUのリビア紛争調停努力の信用を貶め、リビアでのアフリカ人移民迫害を激化させた）。
- ・ モロッコの西サハラ占領の最大の支持者フランスはリビアでは「民主化支持」の急先鋒を装う＝サハラ・サヘル地域における覇権再確立の目論み。
- ・ リビアの「破綻国家」化がもたらす悪影響＝難民キャンプ中枢部での誘拐事件（2011年10月）。マリにおけるトゥアレグ武装勢力の再活性化と軍事クーデタ事件。
- ・ 自由と解放を求める民衆の動きを抑圧・管理する外部の動きは、アフリカの民主化総体に悪影響をもたらしかねない状況。

◆モロッコでのTICAD閣僚会合を前に

- ・ TICADから排除されてきた西サハラ/RASD＝TICADの理念に背反（「人間の安全保障」「平和の定着」「民主化」「アフリカのオーナーシップ」）。 *クック諸島さえ国家承認したのに・・・
- ・ 事実上の「親モロッコ」政策＝国連総会西サハラ決議での一貫した棄権。西サハラ国連和平プロセスの重要な転換局面で安保理事国を務めながら（1992－1993、1997－1998、2005－2006、2009－2010）、何ら解決を促進する行動を取らず（当事者間の話し合いによる早期の平和的解決への「希望」と国連事務総長の仲介努力に対する「支持」を表明するのみ）。「安保理常任理事国入り」への支持をモロッコに要請する不見識（TICAD IV前の2008年2月）。皇室間交流をはじめ盛んな人的交流（占領30周年＝2005年11月のモロッコ国王国賓招聘）。
- ・ 冷戦時代と変わらぬ「資源外交」＝西サハラのタコやリン鉱石の「輸入」（公式発表では過去10年間で約17億円相当）と西サハラ水域を除外しない漁業協定⇒アパルトヘイト体制による占領時代のナミビアから国連ナミビア理事会布告を無視してウラン等を輸入し続けた「ナミビア・ウラン違法輸入問題」の再現。
- ・ なぜ（AU非加盟国でありAU加盟国を占領する）モロッコでTICAD閣僚会合なのか？＝モロッコの占領支配、フランスの影響力、民衆革命の「管理」を容認する公式メッセージに等しい＝日本が真にアラブとアフリカの民主化を支持するなら、チュニジアで開催すべきであった。

◆むすびに

- ・ サハラウイの意思を無視した「現実的解決」ではなく、原則を尊重した解決こそが真の安定のために必要⇒西サハラを地域国際社会の主体的な一員として組み込んでいく「アフリカ地域統合」努力の重要性（先進諸国が後押しする「併合の既成事実化」とは異なる「既成事実」の確立）。
- ・ サハラウイの失望がこれ以上募れば、ポリサリオ戦線の統制が効かなくなる状況も＝サハラ地域における治安状況の悪化が生む懸念。
- ・ アフリカに関わる日本の市民社会も、西サハラ問題を、「北アフリカ革命」を歪める諸外国の動向を厳しく注視する必要。

- ▼ モロッコから西サハラ南端に至る赤線が「砂の壁」(berm : MINURSO ウェブサイト参照)。「砂の壁」の全容は“Google Earth”で概ね把握することができるので、ぜひ参照されたい。「砂の壁」から海岸側約3分の2がモロッコ占領地域、内陸側約3分の1が解放区 (RASD 実効支配地域)。



【西サハラ問題の略史】

- 1884—1885 ベルリン会議。スペインは西サハラ各地の保護領化を宣言。しかしサハラウイ諸 Tribe の抵抗が続発。
- 1900—1912 一連のスペイン・フランス協定によって西サハラの境界線が確定。この間もマア・エル＝アイニン (Ma el-Ainin: 1910 死去) らが指導するサハラウイの抵抗戦争が続く。
- 1956 フランス保護領モロッコが独立。イスティクラル党のアラル・エル＝ファンが「大モロッコ主義」を唱え、モロッコの国是と化す。
- 1957—58 「解放軍」による抵抗闘争。フランス・スペイン合同作戦により鎮圧。
- 1966 アフリカ統一機構 (OAU) が西サハラの自決権を支持する決議を初めて採択。国連総会は西サハラにおける自決住民投票の実施を求める決議を採択。以後、ほぼ毎年、同趣旨の決議が採択される。
- 1970 ゼムラ虐殺事件。「サハラウイ・ナショナリズム」の表面化。
- 1973 「サギア・エル＝ハムラおよびリオ・デ・オロ解放人民戦線 (ポリサリオ戦線: Frente POLISARIO)」が、モロッコの大学に留学するサハラウイ学生を中心に結成され、武装闘争を開始。モロッコ、アルジェリア、モーリタニア 3 首脳会談 (アガディール) が西サハラの「自決」を求める。
- 1974 フランコが内政自治計画を声明。スペインは 1975 年前半に西サハラで住民投票を実施する方針を打ち出し、西サハラの「国籍法」を制定。人口調査の実施。親スペイン政党「サハラウイ国民統一党 (PUNS)」の結成。モロッコは西サハラの独立を選択肢とする住民投票を拒否。領有権を主張するモロッコ・モーリタニア両国の訴えに基づき、国連総会は国際司法裁判所 (ICJ) に勧告意見を求める。
- 1975 国連現地調査使節団は圧倒的多数のサハラウイが独立を支持と報告。ICJ がモロッコ・モーリタニア両国の西サハラに対する主権的紐帯を否定する勧告意見を下す (10 月)。モロッコは 35 万人を動員した「緑の行進」を強行、並行して軍事占領作戦を展開。アルジェリア領内に大量の難民が流出。マドリッド協定によりスペインはモロッコとモーリタニアに西サハラの分割譲渡を約束。植民地下の諮問議会ジェマアの議員の過半数がポリサリオを支持する「ゲルタ・ゼムール宣言」を発する。長老層や旧「解放軍」兵士らがポリサリオに合流し「臨時サハラウイ国民評議会」を創設 (11 月)。
- 1976 スペイン完全撤退。「サハラ・アラブ民主共和国」(RASD) 建国宣言 (2 月)。OAU 解放調整委員会はポリサリオを「民族解放運動」として承認するよう 2 度にわたり勧告、関係理事会も 6 月にサハラウイ支持決議を採択するも、モロッコ・モーリタニア両国の脱退の脅しを受けた首脳会議は西サハラ討議を延期 (予定された特別首脳会議は開催されず)。モーリタニア急襲作戦でポリサリオの初代書記長エル＝ワリが戦死 (6 月)。ポリサリオ大会でムハメッド・アブデルアジズが書記長・RASD 大統領に選出される (8 月)。
- 1978 モーリタニアで軍事クーデタ (7 月)。OAU 首脳会議は西サハラ問題に関する首脳級「賢人委員会」を設置 (7 月)。
- 1979 OAU 賢人委員会が西サハラにおける自決住民投票 (独立か併合かを選択) を問う住民投票を骨子とする決議を採択し (6 月)、首脳会議でも承認される (7 月)。モーリタニア (ハイダッター首相) とポリサリオ戦線が和平協定 (アルジェ協定) を締結。モーリタニアは西サハラに対する領有権主張を放棄、相互不可侵と国境の尊重、モーリタニア占領地域のポリサリオへの引き渡しを約束。モロッコはモーリタニア占領地域の併合を宣言 (8 月)。OAU 賢人委員会と非同盟首脳会議はそれぞれモーリタニアの撤退を称賛し、西サハラからの全占領軍撤退を求める決議を採択。
- 1980 RASD 承認国が OAU 加盟国の過半数 (当時 26 か国) に達し、RASD の OAU 加盟問題が首脳会議で浮上 (7 月)。
- 1981 モロッコが「砂の壁」建設を開始。モロッコ国王ハサン 2 世は OAU 首脳会議で西サハラでの住民投票受け入れを宣言し、これを受けて OAU 首脳会議は住民投票の首脳級「施行委員会」を設置 (6 月)。しかしモロッコはポリサリオ戦線を紛争当事者と認めない態度を継続し、住民投票も「モロッコの主権を確認するためのもの」と主張。施行委員会は住民投票の枠組み (有権者資格、タイムテーブル、平和維持軍など) を策定するも、モロッコの反発を受け当事者の指定を回避。コジョ OAU 事務総長は RASD に加盟承認を通告 (8 月)。
- 1982 OAU 閣僚理事会に RASD が出席。モロッコおよび 18 か国が退席 (2 月)。RASD の首脳会議出席に抗議するとしてトリポリ OAU 首脳会議をモロッコおよび 18 か国がボイコットし流会に追い込む (8 月)。RASD の一時的・自発的欠席にもかかわらず、トリポリ OAU 首脳会議は 11 月にチャド代表権問題の処理に抗議したモロッコほか 18 か国のボイコットにより再度流会。
- 1983 エチオピアのアディスアベバで開催された OAU 首脳会議 (RASD は自主的に欠席) は、モロッコとポリサリオ戦線を紛争当事者として初めて明記し、83 年 12 月の住民投票実施と、それに向けた直接交渉を求める決議を採択。決議案はエチオピア、モーリタニア、セネガルの共同提案 (6 月)。
- 1984 モーリタニア (ハイダッター大統領) が RASD を承認 (2 月)。モロッコとリビアが国家連合協定 (ウジダ協定) を締結 (8 月)。OAU 首脳会議に RASD が初めて出席、モロッコは OAU 脱退を宣言するも、同調退席はザイールのみ (11 月)。「砂の壁」が完成。デクエヤル国連事務総長が西サハラに技術派遣団を派遣。
- 1988 デクエヤル国連事務総長はトラオレ OAU 議長と共同で包括和平案を提示、両当事者は原則的に受諾 (8 月)。ウルグアイ人グロス・エスピエルが初代の西サハラ担当国連事務総長特別代表に任命される (10 月)。
- 1989 ポリサリオ上級幹部がマラケシュでハサン 2 世と秘密会談 (1 月)。マグレブ 5 か国から成るアラブ・マグレブ連合 (UMA) が発足 (2 月)。
- 1990 スイス人ヨハネス・マンツがエスピエルに代わり国連事務総長特別代表に任命される (1 月)。デクエヤル事務総長が提示した包括和平案が国連安保理決議 658 (1990) として採択される (6 月)。住民投票の有権者は 1974 年人口調査のリスト記載者を基本とすること (約 7 万 4000 人)、投票の選択肢を独立と併合の二択とするなど、骨子では OAU 枠組み案を踏襲。
- 1991 住民投票までのタイムテーブルなど和平プロセスの細部を定めた「解決計画」(Settlement Plan) が安保理決議 690 (1991) として採択され、国連西サハラ住民投票派遣団 (MINURSO) が発足 (4 月)。モロッコが 12 万人の有権者追加を求めて名簿提出 (7 月)。停戦発効、MINURSO 展開開始 (9 月)。デクエヤル事務総長は有権者基準の大幅拡大を盛り込んだ報告書を提出する。追加基準は①1974 年人口調査リスト登録者の直系血族、②同人口調査時にサハラ Tribe の成員として西サハラに居住しながら登録されなかった者と、その直系血族、③西サハラ生まれのサハラ人を父に持つ者、④同人口調査時に植民地支配を逃れて西サハラ域外にいた者と、その子、⑤1974 年 12 月 1 日以前の 6 年間継続的に、または 12 年間断続的に西サハラに居住していた、サハラウイ Tribe の成員。ポリサリオは反発し、安保理も承認を留保。マンツ国連事務総長特別代表辞任。
- 1992 ブートロス＝ガリ新国連事務総長、パキスタン人ヤークーブ＝カーンを特別代表に任命 (1 月)。モロッコが占領地域を含む憲法国民投票・地方選挙を強行。
- 1993 ブートロス＝ガリ国連事務総長が報告書において、①従来の協議の継続、②デクエヤル基準の採用、③新たなアプローチの選択を提案 (1 月)、安保理は従来の協議継続を求める (3 月)。両当事者直接交渉でデクエヤル基準を採用した「妥協案」を提示 (7 月)。モロッコ外相は OAU オブザーヴァーの有権者登録作業参加を拒否する (ただし、OAU 議長の個人的代表なら拒否せず) 書簡をブートロス＝ガリに送るが (8 月)、1994 年 7 月まで安保理に報告せず。
- 1994 モロッコの地方行政改革に伴い西サハラ領内にも新行政区画を導入 (1 月)。報告書で「妥協案」に対するポリサリオの非協力を理由に、①一方の当事者の協力とは無関係に住民投票を実施、②妥協案に基づく調停継続、③MINURSO の撤退または有権者認定・登録作業の停止の選択を提示、安保理決議 907 (1994) は②の選択を要請。ヤークーブ＝カーン国連事務総長特別代表が帰国、事務総長はエリッ

- ク・ジェンセン有権者認定委員会委員長を副特別代表に任命し代行させる(3月)。ブートロス=ガリの要請によりベン=アリア OAU 議長(チュニジア大統領)が追加オブザーヴァー2名を指名(7月)。
- 1995 フランク・ルディ有権者認定委員会前副委員長が米下院でモロッコの住民投票妨害工作と国連のモロッコに対する妥協的態度を告発する証言(1月)。安保理が現地調査団を派遣、MINURSO が有権者認定・登録作業へのコントロールを失っていると指摘する報告書を発表。同調査団にモロッコ外相は新たに10万人の有権者認定を要求。ポリサリオ支持デモを行ったサハラウイ学生にモロッコ軍事法廷が懲役刑を宣告したことに抗議し、ポリサリオは一時、有権者認定作業から離脱(6月)。有権者認定作業が事実上停止(11月)
- 1996 南アフリカが RASD 承認のプロセスを進めるも、ブートロス=ガリ国連時事務総長の要請により延期。有権者認定作業が正式に一時停止され、MINURSO も縮小(5月)。
- 1997 コフィ・アナン新国連事務総長、ベーカー元米國務長官を「個人特使」に任命し、当事者間仲介に乗り出す(4月)。「有権者認定作業を再開するための「ヒューストン合意」(Huston Accords)が成立、事実上、「解決計画」に帰帰(9月)。米国人チャールズ・ダンバーが事務総長特別代表に任命され、特別代表の空席解消(12月)。
- 1998 OAU 首脳会議でコンパオレ議長(ブルキナ・ファソ大統領)が RASD 資格停止の議題提起を図るも、多数の国々から批判され失敗(6月)。
- 1999 ダンバー国連事務総長特別代表に代わり米国人ウィリアム・イーグルトンが後任に任命される(5月)。国連が8万4251人の臨時有権者リストを発表し、申し立てに付す。モロッコ国王ハサン2世死去、ムハンマド6世が即位(7月)。国連は4万2774人の追加有権者リストを発表(12月)。
- 2000 アナン事務総長は報告書で、発足以来の MINURSO のコストを4億3700万ドル以上と指摘し、見直しを示唆(2月)。ベーカー仲介による一連の交渉が失敗する中で、「住民投票への代案」を示唆する発言を繰り返す。
- 2001 MINURSO の有権者認定委員会が確定有権者リストを発表。1974年人口調査の登録人口に近い8万6381名が有権者と認定される。これに対しモロッコは12万人の再審査申請リストを提出(1月)。ベーカー個人特使が「枠組み合意案」(Framework Agreement Proposal)を提案。5年間モロッコ主権下で暫定自治を実施した後の住民投票を提案。モロッコに「あらゆる分離主義の試みに対し領土保全を守る」権限を認める(2月)。ポリサリオ戦線とアルジェリアは「枠組み合意案」を厳しく批判し、安保理もこれに採否の判断を下さず(6月)。イーグルトン国連事務総長特別代表に代わり米国人ウィリアム・スウィングが後任に任命される(10月)。
- 2002 国連法務担当事務次長ハンス・コレルが安保理の諮問に対し、西サハラの地位が確定しない限りモロッコは西サハラの資源の採掘契約を結ぶことはできないとする法的見解を公表(1月)。アナン事務総長は安保理に、①解決計画への回帰、②枠組み合意案、③領土分割、④MINURSO 撤退の4選択肢を示すも、安保理や当事者に認められず(4月)。OAU がアフリカ連合(AU)に改組、アブデルアジズ RASD 大統領が初代副議長の一人に選出される(7月)。ムハンマド6世はテレビ演説で「国連の住民投票計画はもはや有効でなく、住民投票は受け入れられない」と声明(11月)。
- 2003 ベーカー特使が「西サハラ人民の自決のための和平プラン」(Peace Plan for Self-determination of the People of Western Sahara)を公式に提案。4-5年の暫定自治の後に住民投票を実施するという線は「枠組み合意」案を踏襲するが、モロッコの西サハラに関する領土保全権や外交権を限定し、暫定期間中の自治当局の司法・立法権を拡大(人権分野など)、国連が有権者認定・住民投票実施の権限を占有することを定める。有権者は、①1999年12月の臨時有権者リスト登録者、②2000年10月31日の国連難民高等弁務官(UHCR)難民帰還リスト登録者、③1999年12月30日以來西サハラに定住する者と定める(5月)。モロッコは「和平プラン」を拒否、ポリサリオは最終的に受諾。国連安保理は決議1495(2003)で「和平プラン」を承認(7月)。ペルー人アルバロ・デ=ソトがスウィングに代わり事務総長特別代表に任命される(8月)。
- 2004 MINURSO と UNHCR が占領地域と難民キャンプの家族相互訪問などの信頼醸成事業を開始(3月)。モロッコ外相は国連事務総長宛書簡で「和平プラン」を正式に拒否、「自治」を唯一の最終的解決とみなす立場を明確にする(4月)。南アフリカが RASD を承認(9月)。
- 2005 エスピーエル初代特別代表が RASD 承認を求めるウルグアイ大統領宛公開書簡に名を連ねる(6月)。辞任したベーカー個人特使の後任にオランダ人ヴァン=ワルサムが任命される(7月)。イタリア人フランチェスコ・バスタリがデ=ソトに代わり特別代表に任命される。ポリサリオがモロッコの戦争捕虜を全員釈放(8月)。
- 2006 バスタリ国連事務総長特別代表が辞任(8月)、残任期間は特別代表が空席となる。アナン事務総長が「前提条件なしの直接交渉」を当事者に求める。バスタリ前特別代表がモロッコと米仏を厳しく非難する手記を『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン』に寄稿(11月)。
- 2007 パン・ギムン新国連事務総長が米国人ジュリアン・ハーストンを事務総長特別代表に任命(2月)。ポリサリオ戦線は「西サハラ人民の自決を定める相互に受諾可能な政治的解決に関するポリサリオ戦線の提案」を国連事務総長に提出。独立が選択された場合の在住モロッコ人に対する保障措置や、モロッコとの協力関係に関する提案が骨子。モロッコは「サハラ自治法令を協議するためのモロッコによるイニシアティブ」を国連事務総長に提出(4月)。「西サハラ問題のための事務総長盟友国グループ」(米国、フランス、スペイン、ロシア、英国)が起草した決議案が安保理決議1754(2007)として採択される。モロッコ「自治案」を「解決に向けたプロセスを前進させるための真摯かつ信頼できるモロッコの努力を歓迎する」と評価する一方、ポリサリオ提案を単に「テイクノートする」にとどめ、「前提条件なしの直接交渉」を当事者に求める。安保理事国である南アは、両案に対する不公平な扱い等に対する不満を表明(4月)。両当事者の直接交渉開始(6月)。ポルトン前米国連大使が自伝中で、西サハラ問題への対応をめぐる國務省官僚との対立を暴露(11月)。
- 2008 ヴァン=ワルサム国連事務総長個人特使が事務総長報告書とは別の独自報告書を安保理に提出し、「モロッコに対する、その主権の主張を放棄させる圧力が存在しない中で、独立西サハラは現実的提案ではなく、ポリサリオ戦線はその目標を放棄しなければならない」と述べる。安保理内では特に南アがこれを強く非難。ポリサリオは特使への不信任を表明。安保理決議1813(2008)の採択にあたっては、人権条項を盛り込もうとする南ア、コスタリカの修正案にフランスとロシアが強く抵抗し採用されず(4月)。パン・ギムン事務総長はヴァン=ワルサム特使を再任せず、事実上更迭(8月)。
- 2009 RASD が排他的経済水域を宣言。米国人クリストファー・ロスが国連事務総長個人特使に任命される(1月)。ハーストン事務総長特別代表が転任(3月)。エジプト人ハニ・アブデルアジズが特別代表に任命される(10月)。
- 2010 欧州議会の法務局が西サハラ水域を含むモロッコ-EU 漁業協定を国際法違反とする法的見解を公表(2月)。被占領地域で劣悪な社会・経済・政治状況に抗議するサハラウイ約1万5千人が首都エル=アイウン郊外に自発的な「キャンプ」を形成し抗議行動。モロッコ治安部隊の弾圧で14歳の少年を含む多数の死傷者が出る。モロッコ当局は欧州議会議員、欧州各国議会議員、ジャーナリストらの入域を妨害。欧州議会はモロッコによる弾圧を非難し国連による西サハラでの人権状況監視を求める決議を採択(10~11月)。
- 2011 AU パン・アフリカン議会在西サハラ事実検証ミッションの報告書を採択。モロッコの被占領地域における人権侵害を非難し、モロッコへの制裁を求めるとともに「サハラウイの住民投票の権利は協議に付されるべきではない」とする。モロッコが安保理理事国に151票を獲得し当選。サハラウイ難民キャンプの迎賓施設でヨーロッパ人援助関係者3名が侵入した武装集団に誘拐される(10月)。EU 欧州議会はモロッコとの漁業協定の更新を否決(12月)

西サハラ：国連和平の試金石

新郷 啓子

国連が西サハラ人民の自決権行使を盛った和平案を作成してから、21年が経った。和平でも解放戦争でもない状態に宙吊りにされたまま、西サハラの人々が耐え忍ぶ日々はどこまで続くのだろうか。最近の出来事を振り返りながら、和平が達成されない経緯を辿ってみる。

グデム・イジーク抗議キャンプ村

2010年10～11月西サハラの首都エル=アイウンの郊外に、2万人を越える住民が7000基のテントを立てて抗議村を誕生させた。非暴力で、仕事や住居など単に社会的要求を掲げただけの示威行為だったが、約一カ月後にモロッコ軍と警察による襲撃を受けて村は焼け野原と化してしまった。抵抗した青年たちとの衝突や直後にエル=アイウンで起きた騒乱では双方に負傷者、死者を出し、当局はその後しらみつぶして若者たちを検挙して行きその数は300人近くに上った。

この村は、モロッコ占領下で二級市民として扱われ、尊厳を踏みにじられて人並みの生活を手にできない人々が次々とグデム・イジークにテントを張って生まれた村だ。自然発生的なアクションだったが、共同体生活はボランティアの若者たちにより食糧や保健、安全面で組織運営されていった。老若男女の入り混じる村にはポリサリオ戦線の旗もなければ、占領拒否や独立のスローガンが掲げられたのでもない。既に35年間の占領を生きた人々は、何が命取りになるか身に滲みて心得ている。モロッコ当局に武力介入の口実を与えずに黙々と闘い続けて、相手を交渉の席に着かせるはずだった。しかし兵站係の車が銃撃され中にいた少年が死亡し、テント村は次第に治安部隊の壁に包囲されて検問が増え、脅しや挑発行為が頻繁になり、来るべきものが来る兆しは日ごとに顕著化してきた。それでも人々は、襲撃の日の早朝ヘリコプターから聞こえる退去命令とそれに続く銃声を聞くまで、誰も抗議村を立ち去ろうとはしなかった。



1年4ヶ月経った現在、この時逮捕された人々の内23名は今も収監されたまま「国家保安を脅かす罪」で起訴され、裁判はまだ一度も行われていない。今年1月17日に軍事法廷が開かれることになっていたが延期されたままだ。グデム・イジーク・グループと呼ばれるこの23名は、刑務所内の虐待や劣悪な待遇に抗議して昨年末から今年にかけてハンストを行った。

彼らが収監されている刑務所は西サハラではなく、モロッコの首都ラバトに隣接する町サレの刑務所だ。息子や兄弟の安否を気遣う家族にとって、面会のための1600kmの

旅は決して楽ではない。苦しい家計から旅費をやりくりし、サレへ辿り着いてもあちこちの宿には当局からの通達が下りていて宿泊を断られることもしばしばだ。そこで被占領地の人権団体はこうした家族を組織し、経済的・心理的負担を軽減できるように協力しているが、面会は週一回の15分で、さらに刑務所側の家族に対する嫌がらせや脅迫も頻繁なため、家族の会はラバトで座り込み抗議をしたこともある。また今年2月にはエル=アイウンで家族を中心に連帯集会が催されたが、当局が武力介入して解散させられ34名の負傷者がでた。



モロッコ当局がこの平和的抗議村をどれほど重要な事態と見なしたかは23人の起訴状にも読み取れるが、当時外国人ジャーナリストが通常手段では現場に入れなかったことにも現われている。駐ラバトの海外特派員たちは、フライト乗換えのカサブランカ空港で搭乗不許可に遭い取材を断念した。現地潜入に成功した記者たちは、肌の色を塗り変えたり西サハラ民族衣装に身を包んで、当局の網の目をくぐりぬけた人たちだった。

当時、国連安保理事会もこの危機的状況に懸念を示し非公開会議を開いたが、2時間を費やした討議の末、理事会は遺憾を表明しただけで調査団派遣決定には至らなかった。ヒューマン・ライツ・ウォッチは事件後現地に入り、抗議村解体後のエル=アイウンでモロッコ人住民により西サハラ住民の家々が襲われ略奪や暴行被害に遭っている状況を伝えていた。

人権保護を任務としない唯一のPKO：MINURSO

西サハラのモロッコ占領下にある地域では、モロッコ当局による弾圧の被害者を出さなかった家族はいないと言われるほど、日常的かつ広範囲に不当逮捕、拷問などの人権侵害が横行し、毎年アムネスティー・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチなどの人権団体報告書で告発されている。

1991年国連は自ら作成した和平案のため、現地に西サハラ住民投票監視団MINURSOを設置した。しかし和平案が実施するはずの民族自決権のための住民投票は暗礁に乗り上げ、方やMINURSOは名称に刻まれた本来の任務目的を遂行しないまま現在に至っている。おまけにこの監視団は91年9月に成立した停戦の監視役は担っても、この21年間被占領地で起きている深刻な人権侵害問題には一切介

入していない。17年前エル=アイウンで、デモ参加女性がモロッコ当局の攻撃を受けて MINURSO 本部に駆け込んだ時、扉は問答無用で閉ざされ、この女性は逮捕されその後性的暴行などの拷問を受けた顛末は象徴的と言わざるをえない。



ブルーヘルメット姿の見ザル言わザル聞かザル。MINURSO 任務拡大を求めたアクションのポスター

昨年9月には、ダフラのフットボール競技場で起きた小競り合いが口火となってモロッコ人住民とサハラウイ住民間の衝突に発展し、7名の死者を出した。住民間の衝突といっても、当局の部隊がモロッコ人住民を扇動あるいは防衛する形になることは、グデム・イジーク村解体に続くエル=アイウン騒乱の時と同様だ。西サハラ住民の家々が襲われ、私立学校が放火されたりする一方、サハラウイ側から38名の逮捕者を出した。今も彼らのうち17名がエル=アイウンの刑務所に、10名がダフラの刑務所に収監されている。この事態が発生した時はラバトから内務大臣が現地に飛んだほどで、MINURSOからも団長が現地を訪れているが報告書作成のみで終わっている。

このように被占領地の状況は MINURSO が人権問題を任務としなければならないレベルであることは誰の目にも歴然としており、数々の NGO、国際人権団体そして国連人権高等弁務官事務所 UNHCHR もこれを急務として訴え続けている。しかし去年、4月末に開かれる安保理事会に向けて事務総長が報告書作成をした時、最初は UNHCHR の意見を取り上げていたがフランスのプレッシャーがかりその文章を削除するに及んだ。そして今年4月、事務総長の報告書は最初からこの MINURSO の人権監視には触れていなかっただけでなく、前年同様の舞台裏工作により MINURSO の任務である「民族自決権行使のための住民投票が行われるために」という下りさえも削除されてしまった。こうして和平案を骨抜きにして内容すり替えを図ろうとするフランス・モロッコの意図は、あからさまになってきている。4月17日から安保理事会は西サハラ問題の討議に入ることになっているが、この事務総長報告書内容に加え、紛争当事国モロッコが今年非常任理事国入りした理事会では人権監視のテーマは行く手を阻まれたも同然だろう。

占領下で奪われ続ける天然資源

西サハラは世界有数のリン鉱石埋蔵と水産資源に恵まれた国である。

占領以来30年余りの間モロッコが収奪し続けている西サハラの天然資源には、リン鉱石と水産資源がある。西サハラでモロッコ・リン鉱石公社が採掘しているブ・クラアのリン鉱石は、占領下の首都エル=アイウンの港に運ばれ、ここから外国船に載せられ輸出されている。モロッコがリン鉱石輸出高で世界一を記録するのは、西サハラ資源略奪の結果であることは言うまでもない。

水産資源に関しては、モロッコが諸外国と締結する漁業協定に西サハラ領海を含めることで、協定がもたらす経済の見返りと同時に西サハラ占領を相手国に事実上承認さ

せることを狙っている。

米国はモロッコとの自由貿易協定に西サハラ国境線 27度40分を明記しているが、日本をはじめモロッコと漁業協定を結ぶ国々はその操業水域に緯度を明記してはいない。

一方欧州連合はこれまで、反対意見を抱えたままモロッコとの漁業協定を維持してきた。しかし昨年、ヨーロッパ議会司法局が西サハラ住民人権尊重の視点からこの協定が合法性を欠いていると発表。さらに環境保護（小型の深海魚が枯渇の危機にあるなど）や経済性の視点から協定を疑問視する議員たちの比重が増した。そして白熱した討議の末ついに11月14日、ヨーロッパ議会は協定の停止の議決を採択した。

しかしモロッコロビーは立ち所に巻き返しを開始。今年1月5日には欧州委員会のダマナキ漁業・海事担当委員が新漁業協定の構想についてコメントをするに及んだ。それによると新協定では環境保護と収益性が保障され、対西サハラに関してはモロッコは操業許可の代償として受ける金（前協定では3610万ユーロ）を西サハラ住民を含む地元住民のために運用することが条件付けられるらしい。すなわち西サハラの領海は引き続き侵犯されるという、これは前協定を停止に追い込んだ問題点を巧みにすり替えた、姑息な構想にしか見えない。

西サハラの天然資源に関しては2002年に安保理事会が当時の法務担当ハンス・コレル国連事務次長に法的意見を求め、同氏は西サハラ住民の恒久主権を回答とした。そして昨年、EU が件の漁業協定更新を予定していた時期、スウェーデン・ラジオ（SR）がコレル氏にインタビューを行ったのでその一部をここに紹介したい。

SR: ストックホルムで今日行われたデモは、西サハラの漁業がテーマとなっています。何故ヨーロッパ船舶が西サハラの海上にいるのでしょうか。

HC: 漁業協定によるものです。領土の天然資源、これは非常に重要な問題となってきています。（…）もしこの類の活動が西サハラ人民の事前合意なしに、彼らの利害を無視して行われるのであれば、その活動は国際法違反です。西サハラ人民の意見を求めず、相談もなく、さらには収益が彼らの手元に届かない漁業協定が調印されるなら、それは国際法違反なのです。今の状況はまさにこれに当てはまるものと私は懸念しています。

RS: 西サハラ人民がこの協定の恩恵に浴することはありませんか

HC: 重要な質問です。私が問題視し訴えたいのは、この協定が西サハラに存在する問題を非常に巧妙な形で回避している点です。このような協定を成立させたいのであれば、協定の中で必ず明確にしなければならないことがあります。それは対象となる領土の一部はモロッコ主権下にはなく、非自治地域とされていることです。その場合人民がどのようにして協定の恩恵を得るかに関して、規約が設けられていなければなりません。

SR: 新協定にはそうした規約が示されるのでしょうか。

HC: 分かりませんね。私はブリュッセルへ行きダマナキ委員と会談しましたし、欧州議会の司法担当局とも連絡を取り合いました。というのも私が安保理事会に提出した法的見解が、ここでは信じがたい方法で曲解されているのです。私の意見は明快です。この類の取引が行われるのなら、当地の人々の望みと利益に従って取り決められなければならないということです。

（…）ヨーロッパは、国連が紛争解決の道を歩む上で障害となるようなことは行うべきではありません。これはとても重要なことです。

2006年に米国雑誌Forbesが発表したところによるとモロッコ国王の個人財産は、石油収入はないにも拘わらず

ウェートやカタールの国王たちの財産を上回るという。またモロッコ政府が毎年王室に投じる予算は、フランス政府が大統領府に対する額の2倍、2億2800万ユーロ（約243億9600万円）だそうだ。

モハメド6世は王位に就いた当初「貧民の王様」と呼ばれていたが、今年3月に「捕食の王様」と題された本がフランスで出版され、今や国内最強の銀行家、不動産家、通信業・農産業の実業家となった国王、そしてその仕組みのベールを剥いて話題をさらっている（モロッコでは発禁）。

西サハラのダフラ地方では、数年前から砂漠の真っ只中に最新技術を導入した温室畑が延々と広がる光景が見られるようになった。フランスの大手企業が進出しているほか、数百ヘクタールに及ぶ温室は国王所有でトマトが栽培されている。

灌漑用水には地下300～600mから汲み上げられる有限の化石水が用いられ、労働力はモロッコ人入植者証を携帯する者たちおよそ6000人と言われる。収穫される野菜や果物はフランスやイギリス、ロシアへと輸出されている。そして今年2月16日にはヨーロッパ議会で、先の漁業協定同様西サハラ住民の権利に関する字句は全く記述されていない農業自由協定が採決された。



ダフラの温室畑

国連が西サハラ問題を解決できずにいる間、現地ではリン鉱石や砂、魚や大地や水がとめ処なく収奪され、環境は破壊されて行く。占領下に生きる西サハラ住民に対してMINURSOが何ら人権を保護できないように、国連はこの資源収奪に対しても実効的措置を取れないままだ。

国連和平案の行方は誰の手に

モロッコは国連決議による和平案を承諾しておきながら、その実現に対しては背を向け時間稼ぎを続けた上、現在に至っては民族自決権を除外した自治案でのみ解決を図ろうとしている。2009年に国連事務総長個人特使となったクリストファー・ロスはいままでに9回、当事者間の非公式会議を開催させたが具体的な進捗はみられていない。

西サハラの国連和平、住民投票実施の行き詰まりに関して、欧米や日本における報道では「有権者をめぐる当事者間の意見の違いが原因」とされているが、実際には国連MINURSOの有権者認定委員会が、当事者双方共に承諾した認定基準に従い、ボイコットなどの障害を乗り越えた末公平きわまる有権者名簿を作成、2000年に発表しているのである。国連は和平案に盛り込まれた停戦、有権者名簿作成という工程を経たのであるから、次の工程に移るはずだった。ここでモロッコ側が提出した申立て者リストは認定基準外であり国連が足止めを食らうような中身ではなかったにも拘わらず、これに及んで全ての歯車が停止してしまったのだ。

こうした経緯から国連は当事者間交渉を開始したが、モロッコは自ら承認した和平案を「時効切れ」と称して放棄し、今ではモロッコ主権下の自治案のみを解決案として他の選択肢を一切拒否している。一方ポリサリオ戦線はモロッコの主張する自治も選択肢の一つとして受け入れ、モロッコへの帰属、独立、自治という三つの選択肢を住民投票にかけることを主張している。

当事者間協議の進行に窮したロス個人特使は、国連事務総長盟友国グループ（米、仏、英、露、西）に親書を届け助けを求めたこともある（2010年7月）。進展を妨げているのは何か、非公式会談ではあってもこの親書を入手した日刊紙エル＝パイス（スペイン）の記事の一行からおおよそ垣間見ることが出来る。

「前回のウエストチェスターカウンティ非公式会議では、ポリサリオ戦線から、モロッコの自治案に特有な側面について討議を行うという第一歩が踏み出されました。しかしモロッコ側がポリサリオの示す提案の討議を拒否したため、後者も会議の続行を拒否してしまう結果となりました。」

国連和平案の放棄姿勢といい、当事者間協議における頑固姿勢といい、モロッコの姿勢は紛争解決を願う当事国の姿勢にはおよそほど遠い。こんな得手勝手をできるのは、フランスが強力な後押しをしていることが一つとしてあるが、他にも「国連和平の枠内で解決されることを支持」する国々がそれぞれ対モロッコ外交の中で何らかの形で働きかけるところか、逆にこうしたモロッコの間接的支持に回る政策をとっているからではないだろうか。これではいつまでたってもMINURSO予算を浪費するだけで、国連和平は実現しない。それどころか現地で人権が蹂躪され、資源が収奪される悲劇を延長していくばかりだ。先述のロス個人特使の親書にさえ、こう綴られていた。

「現状維持は長期的にみて受け入れがたく（…）話し合いが成果を得られない場合は、些細な軍事的行為が引き金となって全面戦争を引き起こす危険性が高まります。

（…）また難民キャンプ住民に対して、これ以上彼らの苦悩を長引かせるのは酷に過ぎます」

西サハラ被占領地訪問記

2007年6月グラナダ 新郷啓子

(本稿はスペインで発表した記事を和訳、加筆したもの)

2007年5月7日から13日まで、私は三名のスペイン人女性と共にモロッコ南部と西サハラ被占領地を訪問した。目的は、モロッコ占領下の状況を直に観察すること、そして現地の人権活動家たちに会い支援を寄せることだった。

アガディール

私たちはまず空路でモロッコのアガディールに到着。入国荷物検査は、各自のトランク内に入った支援物資に怪しまれることなく(注1)無事通過。翌日レンタカーでグーリミン(モロッコ南部)に向かいながら、この町に住むサハラウイ人権活動家に連絡を取り会合を申し込んだ。今回の訪問では事前に日程を組むことはなく、その時々連絡とアポイント次第で動くようにした。ただ現地の活動家たちは、他の伝から私たちの到着を数週間前に知らされている。

グーリミン

「砂漠への門」とも呼ばれるこの町に入ると、サハラウイ民族衣装をまとった男女が行き交うのが目立ち、かなりの規模のサハラウイ共同体が存在することはひと目で見て取れる。(注2)

私たちは半日間、サハラウイ居住地区で過ごすことになった。落ち合った活動家の家に着くと、入口ドアは仮設の頼りなげな代物。数ヶ月前に警察が闖入し、ドアが破壊され屋内の情報資料が押収されたそう。彼の活動や最近の出来事について話を聞いた後私たちは再び車に乗って、彼の案内である家族の家へと移動。そこで昼食をご馳走になるなど、団欒のひと時を過ごした。しかし笑い声の飛ぶ和やかな雰囲気の中でも、一家の母親が自分の息子とこの活動家に向かって呟いた言葉は、彼らの置かれた状況を端的に物語っていて私の胸に刻み込まれた。愛情あふれる視線で彼らを含み「この土地で、お前たちは家族も巻き込む厄介だらけの暮らしたくないで、どうして外国に移住しないのかねえ。」と言う彼女の言葉には、ほろ辛さが滲み出ていた。

再び活動家の家に戻り、あたりの山々が夕日に染まる頃に屋上の上ってみると、山肌に白い入れ墨のようなものが大きく浮き上がって見えた。「神、祖国、国王」。この標語あるいは三つのタブーは、その後私たちの行く先々どこにでも付きまといていく。

私たちは夕刻に街頭で住民の示威行動があると聞いて、その場に人々が集まるのを家で待機することにした。サハラウイ青年が一人、連絡係りで入ってきた。アガディール大学生の彼は、その前の週に大学で起きた事件(後述)を話してくれたが、顔にはモロッコ当局からいつ逮捕されるかもしれない緊張が読み取れた。しかしそんな彼も、場を立ち去る時には若者らしい朗らかな微笑みを私たちに投げ、Vサインを作って出ていった。

示威行動の始まりを知らされた私たちは、外へ急ぎ出た。50mほど離れたところに20人ほどのサハラウイたちが集ったかと思うと「囚人たち、我々は君たちの闘いを続けるぞ!」「殉死者たち、我々は君たちの道に続くぞ!」とシュプレヒコールを上げ始める。大儀のために命を落とした仲間たち、現在獄中で耐え抜いている仲間たちとの連帯の絆、祖国解放の闘いに対する彼らの意思がジンと伝わってくる。やがてそこに警官部隊が到着し、夕暮れの間で警棒を振るい上げながら彼らを解散させて行った。

この後私たちはグーリミンを出て、一夜を過ごすためタン・タンへ向かった。

エル・アイウン

タン・タンを出て大西洋を右手に見ながら南へと下るにつれ、海岸には漁師たちの粗末な掘っ立て小屋があちこちに見えてくる。そして西サハラが近くなるにつれ、警察の検問が増え、それもやたら時間のかかるものになってくる。北緯27度40分を過ぎて15分経った頃(と、想像する。というのも当然ながら西サハラとの国境を標示するものなど一切ない)、行く手に何か伝説にでも出てくる城砦のようなシルエットが現れてきた。エル=アイウンだ。その手前には、まるでエル=アイウンを護るかのよう、河床の露出したサギア・エル=ハムラ川が横たわっている。湖のようにも見える水面には、羽を休めるフラミンゴ。平和そのものの風景は、私たちがうっとり夢の世界へ誘うようだ。しかしこの美しく膨らんだイメージも、一步町へ踏み込むやいなやすっかり萎えきってしまった。



サギア・エル=ハムラ川

ここは占領された町。したがって心穏やかでいられる町とはほど遠い。町はモロッコ入植者たちとの、押し付け強制された共存で成り立っている。

町中の新しい建築物は、モロッコが既成事実化のため巨額の資金を費やし建てただけに多くを物語っている。見るからに圧倒的なその姿は、そこにかつてあったモノを回顧や想像することすら許さないかのようだ。

私たちはあてどもなく歩いてみた。どこへ行っても国王の肖像とモロッコ国旗が付いてまわり、ビッグ・ブラザーの目のようだ。説明によると、モロッコ祝日と政府要人の公式訪問時にはこの二つを飾ることが義務付けられている。人々がそれ以外の日にも飾ったままにしているのは、何かあった時に、この二つが下ろされていることで「聖なる王国を侮辱」などという因縁を付けられるのを避けるためだろう。

エル=アイウンでの第一夜は、この屈辱に塗られた町から離れ、海辺に宿をとることにした。ところがここで私たちを待ち受けたのは、占領のもう一つの顔だった。

あるホテルから聞こえてくるサハラウイ民族音楽に引き付けられ、好奇心をそそられた私たちはその会場へと階段を上った。そこは音楽と踊りで盛り上がっている最中で、踊っていたのはサハラウイと外国人。私が何も知らないツアーリストの振りをして話を拾い集めたところ、外国人一行は米国の医療NGO、サハラウイ側はバシール・エドヒルを会長にしたNGO「オルタ・フォーラム」という。エドヒルはかつてポリサリオ戦線メンバーだった人物で、モロッコに寝返り、今は自治案のバッジを付けて歩いている。

西サハラに外国人医療団を招き医療活動を行わせることで、海外（この場合は米国）に当地がモロッコ領であることを「認識」させ、一方医療奉仕に与るサハラウイ住民に対しては自治案の宣伝になるという仕組みだ。

ところがこの盛り上がった雰囲気の中で、メルファ（サハラウイ女性の民族衣装）をまとった女性が二人、私たちに近づいて来て挨拶をした。当たり障りのない会話で私たちが部外者であることを確かめると、一人が小声で堰を切ったように喋り出した。単純な言葉で、投獄された自分の過去、自由への渇きを語り始め、ぴったり寄り添ったもう一人の女性が言葉に注意するようにと促す度に辛そうに頷いてはいたが、彼女の言葉は止まらなかった。

窒息状態を生きる彼女たちには、私たち外部の人間が小さな空気穴のように映ったのだろう。気がつく私たちがからさほど離れていない段上に、さっきから空の盆を持って会場をうろついていた男性が見下ろすように立っていた。

パーティが終わった後、私たちは夜の浜辺に出て座った。海の微風が占領の実像を一瞬だけ吹き払ってくれて、私は解放されたエル=アイウンを想像してみたりした。しかし傍の道路ではすでに、一台の車がゆっくりと行ったり来たりを繰り返していた。



レムセイエッド・オアシス

エル=アイウン二日目の朝は観光をすることになり、郊外のレムセイエッド・オアシスへと車を走らせた。ここは現在私有化され観光スポットになっているが、西サハラ解放闘争の先駆者モハメッド・バシリが少年期を過ごしたオアシスで、彼は1970年のゼムラ蜂起でスペイン当局が武力弾圧した時消息不明となってしまった。私たちは椰子の木がうっそうと茂る森の中に座り、サハラウイのボーイが入れてくれるお茶を楽しんだ。

町中に戻る途中、車窓から掘っ立て小屋の並ぶ地区が目に入った。後で聞いたところでは、モロッコ人の入植により従来の住居を追われた人々が暮らしているという。モロッコ人に住まいを奪われ、生業も奪われて、貧困の暮らしに陥られた人々の地区だったのだ。この町に注ぎ込まれた莫大なディルハムがモロッコ入植者を潤すことはあっても、決してサハラウイ住民のためでないことは明白だ。

この日の午後は、二組の人権活動家グループとアポイントが取れた。最初のアポイントに向かって車を走らせた時、ある中学校の前を通過した。とその時、ちょうど校門前で警察のライトバンに乗せられている男子生徒の姿が私たちの目に入った。連れ去られた後、この少年は尋問を受けるのだ。サハラウイ活動家たちの話によると、学校に私服が常駐しているため、こうした光景は日常的らしい。またしても目撃した、占領の一面だった。

活動家たちとの会談では、サハラウイ住民が蒙っている弾圧のさまざまな形態を聞き、またボートで海を渡りスペイン上陸を決心する若者たちの背後には、直接あるいは間接的にモロッコ当局が関与している事実を聞いた。そしてモロッコ国内の大学に在籍するサハラウイ学生に起きていることについても話があり、その前日マラケシュのデモに参加した学生たちの受けた暴力、とりわけ女子学生スルタナ・ハヤが片目が飛び出すまで警棒で殴打された経緯を聞いた。

彼らとの会談の後は、サハラウイ居住区の一つで2005年のサハラウイ・インティファダが白熱化した地区マタルラを車で訪れた。この地区は、現在もなお当局部隊が駐屯し監視の下に置かれている。夕暮れ時の薄暗闇で、警察のライトバンの姿が異様に光っていた。

ホテルに戻り、盛り沢山だった一日に満足して一息付いたのも束の間、私たちは不快な訪問者に突然水を差された。刑事だと称する男性に別室へ招かれ「懇談」の開始。横柄で挑発的な言葉を吐く相手の任務は、私たちに怖気づかせ旅程を中断し帰路に着かせることだ。こうしてこの時点から帰国出発の空港まで、私たちは四六時中、レストランでもホテルでも、モロッコ当局が派遣する人物にしっかりと「護衛」されることになった。



リン鉱石ベルトコンベアー

スマラ

訪問の第五日目、私たちはスマラ街道を走った。街道の途中までは、エル=アイウンの港とブクラアのリン鉱石採掘所を結ぶベルトコンベアーが平行して走る。息苦しくなるような暑さの中を4時間走り、スマラの人権活動家の家に到着。もちろん、白いFiatの「エスコート」付きだ。家に入ると旧政治囚たちや仲間家族が既に集って、私たちの到着を待っていてくれた。小さな子供も加わった和やかな雰囲気は、「砂の壁」(注3)の向こうの難民キャンプを思い出させる。ここで私たちは半日、打ち解けた話を交わしたり、西サハラ・インティファダのビデオを見せてもらうなどして過ごした。

ある時、女性たちが次々と席を立ち、気もそぞろの態度で家を出ていった。カサブランカ大学でサハラウイ学生たちが当局の武力行使を受けているとの知らせが入り、同大学に息子や娘を通わせる彼女たちは、自宅で電話連絡を待機したかったのだそうだ。

私たちがスマラを離れる時になると、活動家たちが車を先導してくれて、サハラウイ居住区を見て回ることが出来た。家々の壁には当局に消されたRASD国旗(注4)の絵の跡や、まだ消されていない国旗が残っていた。私たち二台の車が非常にゆっくりと路地を通過していた時、道端で三人の男の子が埃っぽい日影に座り込んでいるのが目に入った。そのうちの一人が私と目が合い、お互いにニコリと笑みを交わした。と同時に彼は、私の横に旧政治囚が座っていることに気付いたらしく、さらに深みある笑みを私に投げ、その小さな両肩で隠すようにして二本指でV字を作った。私たち外国人が誰なのか、おそらく分かってくれたのだろう。



スマラの子供たちとRASD国旗

町外れまで見送ってくれた活動家たちに別れを告げ、私

たちは再びタン・タンへと向かった。夜間の道路でもあちこちで執拗な検問に遭い、疲労困憊して到着したホテルは再び監視付きで、おまけに私たちの部屋の扉に二人の男が耳を貼り付ける場面も見られる有様だった。

シディ・イフニ

モロッコ南部にあるこの海辺の町は、18世紀にヨーロッパ列強の国々がこぞって所望したところで、1969年までスペインの飛び領地だった。

アガディールに向かう私たちは、ここで昼食をとることにした。坂下で待つ「護衛車」を尻目に坂上のレストランに入ったが、ここでもまた意外な場面が待ち構えていた。

席に着いた私たちは、レストランの主人とはごく平凡なツーリストの会話を交わしただけで、普通に食事をとった。そこで勘定を頼んだところ、彼は私たちが注文もしないデザートを運んできて「これはサハラウイ人民に連帯する友達へのプレゼント」と微笑んだ。私たちはあまりの驚きにお礼の声も出ない。どうして分かったのか、謎のままだ。私たちが尾行されていることを、誰かが彼に告げたのだろうか。

呆気にとられたままの私たちに、今度は店の奥からスペイン領時代のシディ・イフニの写真のA4コピーを持ってきて、彼は宝物でも見せるように懐かしそうに語りだした。モロッコがスペインの足跡を消そうと躍起になっているだけに（注5）、郷愁の念も強まってしまうのだろうか。彼はさらに、胸底から上がってくるような口調で西 Sahara 独立を願っていると呟いた。自分の家族の一人が、人生の殆どを獄中で過ごしたという。それまでに聞いてはいたが、どの家族でも誰かが消息不明か投獄、拷問などに遭い、モロッコ当局の弾圧の被害に遭ってない家族はないことを改めて知らされる思いだった。

アガディール

再びアガディールに戻った私たちは、最後の夜をサハラウイ学生たちと過ごして旅を締めくくることがになった。約束の場所へ二台のタクシーに乗り分かれて行くことにしたものの、当局が使わず執拗な邪魔者たちに妨げられ、この間の尾行や嫌がらせに神経を磨り減らしていた仲間の二人は断念しそうにさえた。しかしなんとか難関を潜り抜けタクシーで約束の場所にたどり着くと、そこにはアガディール大学の学生たちが集っていて、彼らの微笑に迎えられると道中の疲れも吹っ飛んでしまった。この学生たちは日常的弾圧下に暮らしており、早速去る5月2日に大学で起きた事件を聞かせてくれた。

数年前から大学構内では当局にけしかけられたアマジグ（ベルベル人）学生グループが、短刀などを手にサハラウイ学生を挑発し続けてきた。この日は三人のサハラウイ学生が歩いていたら立ち止まっていたため、喧嘩となり、他の学生を巻き込んで拡大し、警察権力が介入した。介入はサハラウイ学生に対する弾圧行為でしかなく、5名が逮捕され、数名が負傷したが（その内の一人はこの夜私たちと一緒にいた）、アマジグ・グループは一人も逮捕されなかった。

学生たちの話ではこうした事件は初めてのことでなく、試験を迎える時期になるときまって起きるそうだ。騒ぎの一方で警官たちは大学寮の学生部屋に闖入し、学生証などの書類を押収する。被害に遭った学生たちは、試験に臨むことを断念しなければならなくなるという筋書きもあるそうだ。

今回のアガディール大の弾圧に抗議して、他の大学や町にサハラウイ学生たちの示威行動が波のように広がった。私たちとの夕べに集った学生の一人は、逮捕された友人たちが今年大学に入ったばかりだったため、その将来を非常に心配し、私たちに彼らの解放に向けてアクションを起こ

すよう懇願していた。

普段の学生生活の中では、モロッコ人学生とサハラウイ学生との関係は別段悪くもないそうで、常に対話を心がけてサハラウイ人民の権利をモロッコ人が知るように努めていると言っていた。モロッコにはサハラウイの自決権を支持する政治組織「民主主義の道」があり、この学生グループは構内で時々西 Sahara 問題をテーマに展示会を催したりするそうだ。

こうして最後の夕べは三時間足らずのものだったが、純朴な意欲と意志に満ちた若者たちとの出会いは感動的で、長引くこの紛争の中で希望を約束してくれるような印象を受けた。

旅を終えて

現地の人権活動家や学生たちとの会談が、内容豊かなものであったことは言うまでもない。しかしその上私の脳裏に刻まれたのは、突然目の前に湧き出た水のように予期しないところで出会った「証」だった。エル=アイウンの歓迎パーティで近づいてきた女性の告白、スマラの道端でV字を作った男の子、シディ・イフニのレストラン主人が示した「連帯へのお礼」。

これらを反芻していたら、マグレブ専門のフランス人ジャーナリスト、ポール・バルタが1985年に書いた記事思い出した。被占領地を訪れたバルタは記事の中で、サハラウイたちの真の声を聞くのは至難の業だと綴った後、あるハブニングを描く。ある時彼が道を歩いていると子供が一人近寄って来て、紙切れを彼に手渡すやいなや走り去った。その紙切れを開いてみると、そこには「ポリサリオ万歳」と一言書かれていた。この出来事からもう22年も経ってしまったが、被占領地における抑圧的状况は相も変わらず続いているのだ。

もうひとつ、私の記憶に収められたまま、しかしどこにも場所が見つからず浮遊したままの像がある。それはエル=アイウンの浜辺で会ったドラア（男性用衣装）をまとう気の触れた青年だった。この迎りをぶらつきながら、時に大声を張り上げてポリサリオへの支持を叫び、モロッコの後ろ盾をするフランスへの罵詈雑言を口にしていた。以前、モロッコの獄中で拷問を受け続けた末に正気を失うモロッコ人やサハラウイたちのことを聞いたことがある。彼もそんな人たちの一人ではなかっただろうか。

ところでこの窒息状態の社会、誰かに聞かれ見られることへの怯えが浸透したこの社会は、スペイン人にとって見知らぬ社会ではないはずだ。個人あるいは集団の記憶の中に、フランコ時代の社会はまだ色あせ消え去ってはいないだろう。スペイン人民こそ、占領下のサハラウイや愛する国を離れ亡命の地に暮らすサハラウイを大いに理解できる人民であるはずだ。

その上、現在サハラウイたちが背負う運命は、そもそもスペインが作り出したものではないか。スペインは他の植民地宗主国が行った脱植民地化の義務を果たすことなく立ち去り、植民地を隣国の侵入と占領の手に放り渡した。この事実はスペイン民主主義の歴史にとって、恥辱的汚点ではないのだろうか。

この紛争は、どんな立場の人がどんな角度からみても、あまりにも長期化しすぎている。紛争の長期化を望む者など、一握りの私腹を肥やす輩を除けばどこにもいないだろう。かといって領土の主の意思を無視して、何が何でも解決の幕を下ろせばいいのではない。そんなことになれば、今度は別の紛争状況が生まれることになるだろう。というのも西 Sahara の人々は彼らの意思に反し、強制された社会に生きることは決して妥協しないからだ。今回の旅で、私はそれを再確認した。

「住民投票を拒否する者は、真実を恐れているのだ。」
シャナナ・グスマオ
(現東ティモール首相)

注1：携帯電話、カメラ、薬品など。活動家たちは逮捕時に電話やカメラを押収されることが多い。

注2：西サハラの人々はかつて遊牧を伝統的生活形態としていたが、その遊牧圏は北はモロッコ南部、東はアルジェリア西部、南はモーリタニア北部まで及んでいた。しかし20世紀中葉に度々起きた大旱魃で定住する人々が生まれ、また1957年のフランス・スペイン合同掃討作戦の際モロッコ南部に避難した人々が定住して現在に至っている。

注3：1982年から86年にかけてモロッコは6つの砂の壁を築き（発案者はイスラエル軍高官）、西サハラは占領地区と

解放地区に分断された。

注4：1976年2月27日に難民キャンプで建国宣言されたサハラ・アラブ民主共和国のイニシャル略称。

注5：現在、西サハラ南部のダフラにあるスペイン時代のカトリック教会が取り壊しの危機にある。2004年には同じくダフラにあった19世紀の要塞が、国際的抗議が起きた中で破壊された。

西サハラ問題が民族自決権行使によって解決される脱植民地化問題であることを否認し、自国内の少数派民族問題にすり替えたモロッコは、当地がスペイン植民地であった痕跡を消してしまいたいのだろう。

【書籍紹介】



『蜃気楼の共和国？西サハラ独立への歩み』（著・新郷啓子）

君は僕たちの砂漠の砂の一粒だ—独立をめざす西サハラの友人たちの言葉を励みに、彼らと共に生きようとしてきた著者が書きおろした辺境からの現代史ドキュメント。

インターネット購入は例えば <http://ow.ly/anylG> より